

金融先物取引法施行規則（平成元年大蔵省令第十八号）

改正案	現行
（定款変更等の認可申請） 第二条（略） 2 大蔵大臣及び金融監督庁長官は、前項の規定による定款又は業務規程の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 一（略） 二 会員信認金に充てることができる有価証券の種類及び充当価格に係る定款の変更の場合には、当該有価証券が会員信認金として充当するに足りる安全性及び流通性を有していること。	（定款変更等の認可申請） 第二条（略） 2 大蔵大臣及び金融監督庁長官は、前項の規定による定款又は業務規程の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 一（略） 二 会員信認金に充てることができる有価証券（国債証券及び第四条各号に掲げるものをいう。以下この号において同じ。）の種類及び充当価格に係る定款の変更の場合には、当該有価証券が会員信認金として充当するに足りる安全性及び流通性を有していること。
第四条 削除	（会員信認金の充当有価証券） 第四条 法第二十七条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める有価証券は次に掲げるものとする。 一 地方債証券 二 特別の法律により法人の発行する債券 三 証券取引所において取引されている社債券又は株券であつて金融先物取引所が大蔵大臣及び金融監督庁長官の承認を受けて指定するもの

(会員信認金の運用方法)

第五条 法第二十七条第五項に規定する総理府令・大蔵省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 大蔵大臣及び金融監督庁長官の指定する金融機関への預金

三 信託会社又は信託業務を営む銀行への金銭信託(信託業法(大正十一年法律第六十五号)第九条の規定により元本の補てんの契約をしたものに限る。)

(許可申請書の添付書類)

第十一条 法第五十八条第二項(法第六十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。

一 二の二 (略)

三 削除

(会員信認金の運用方法)

第五条 法第二十七条第六項に規定する総理府令・大蔵省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 大蔵大臣及び金融監督庁長官の指定する金融機関等への預け金

三 信託会社又は信託業務を営む銀行へなす金銭信託(元本の補填の契約のあるものに限る。)

(許可申請書の添付書類)

第十一条 法第五十八条第二項(法第六十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。

一 二の二 (略)

三 役員及び法第五十八条第一項第三号に規定する政令で定める使用人(以下「重要な使用人」という。)に係る次に掲げる書面のうちいずれかの書面

イ 住民票の抄本

ロ 国内に在留する外国人である場合には、外国人登録証明書又は外国人登録済証明書

ハ 国内に在留しない外国人である場合には、本国における住民票の写し又はこれに準ずる書面

四 役員及び法第五十八条第一項第三号に規定する政令で定める使用人

(以下「重要な使用人」という。)が法第十九条第五号イ及びロに該当しない旨の市町村(東京都の特別区を含む。)の長の証明書(外国人である場合には、別表様式第一号の二により作成した法第十九条第五号に該当しないことを誓約する書面)

五 十 (略)

(変更の届出)

第十五条 金融先物取引業者は、法第六十三条の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第七号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類一部を添付して、金融監督庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 役員又は重要な使用人に変更があつた場合 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る第十一条第四号及び第五号に掲げる書面並びに同条第七号に掲げる書面

四 九 (略)

2 前項の場合において、法第五十八条第一項第三号に掲げる事項の変更に関する第十一条第四号及び第五号に掲げる書類の添付が困難であるときは、前項第三号に掲げる場合に該当することとなつた日から起算して九十日以内に当該書類を提出できるものとする。

四 役員及び重要な使用人が法第十九条第五号イ及びロに該当しない旨

の市町村(東京都の特別区を含む。)の長の証明書(外国人である場合には、別表様式第一号の二により作成した法第十九条第五号に該当しないことを誓約する書面)

五 十 (略)

(変更の届出)

第十五条 金融先物取引業者は、法第六十三条の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第七号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類一部を添付して、金融監督庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 役員又は重要な使用人に変更があつた場合 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る第十一条第三号から第五号までに掲げる書面及び同条第七号に掲げる書面

四 九 (略)

2 前項の場合において、法第五十八条第一項第三号に掲げる事項の変更に関する第十一条第三号から第五号までに掲げる書類の添付が困難であるときは、前項第三号に掲げる場合に該当することとなつた日から起算して九十日以内に当該書類を提出できるものとする。

(契約締結前の書面の交付)

第十九条 法第六十九条に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 金融先物取引業者が締結する受託契約に関する次に掲げる事項

イハ (略)

二 顧客が当該受託契約に係る金融先物取引等に関し預託すべき取引証拠金、取次証拠金又は委託証拠金(以下「証拠金」という。)及びその他の保証金の種類及び料率、当該証拠金その他の保証金に充当することができる有価証券等(法第三十七条第五項に規定する有価証券及び金融先物取引所に関する省令(平成十年大蔵省令第百号)第九条に掲げるものをいう。以下同じ。)の種類及び充当価格並びに顧客が当該証拠金その他の保証金を預託し、及びその返還を受ける方法

ホ (略)

四ハ六 (略)

2ハ4 (略)

5 法第六十九条の総理府令・大蔵省令で定める者は次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社

(契約締結前の書面の交付)

第十九条 法第六十九条に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 金融先物取引業者が締結する受託契約に関する次に掲げる事項

イハ (略)

二 顧客が当該受託契約に係る金融先物取引等に関し預託すべき委託証拠金その他の保証金の種類及び料率、当該委託証拠金その他の保証金に充当することができる有価証券等(法第三十七条第二項に規定する有価証券等をいう。以下同じ。)の種類及び充当価格並びに顧客が当該委託証拠金その他の保証金を預託し、及びその返還を受ける方法

ホ (略)

四ハ六 (略)

2ハ4 (略)

5 法第六十九条の総理府令・大蔵省令で定める者は次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 証券会社
四 外国証券会社
五 保険会社、外国保険事業者、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合

四 無尽会社

五 信用金庫及び信用金庫連合会

六 労働金庫及び労働金庫連合会

七 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八

十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

八 農林中央金庫

九 商工組合中央金庫

十 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第

二号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

十一 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条

第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、第八十七条第一項第二号の

事業を行う漁業協同組合連合会、第九十三条第一項第二号の事業を行

う水産加工業協同組合及び第九十七条第一項第二号の事業を行う水産

加工業協同組合連合会

十二 保険会社及び保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に

規定する外国保険会社等

十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律

第百九十八号）第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者

十四 証券投資法人及び証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第

二条第二十項に規定する外国証券投資法人

十五 （略）

6 （略）

会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

六 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

七 信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金

の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁

業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工

業協同組合連合会

八 証券投資信託の委託会社

九 （略）

6 （略）

第十九条の二 法第七条第二項において準用する法第六十九条に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は次に掲げるものとする。

一 令第一条の二に規定する者（金融先物取引所の会員に限る。以下「銀行等」という。）の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

二 顧客が銀行等に連絡する方法

三 銀行等が締結する店頭金融先物取引契約に関する次に掲げる事項

イ 第二十四条の二第一号から第五号までに掲げる事項及び銀行等が顧客の指示に基づき行うものとして定める事項

ロ 当該店頭金融先物取引契約に係る店頭金融先物取引に基づき発生する債務の履行の方法及び当該店頭金融先物取引を期限前に決済する方法

ハ 顧客が当該店頭金融先物取引契約に係る店頭金融先物取引に關し預託すべき金銭の料率、当該金銭に充当することができる有価証券等の種類及び充当価格並びに顧客が当該金銭又は有価証券等を預託し、及びその返還を受ける方法

ニ 銀行等が顧客から徴収する手数料の料率及び徴収の方法

四 店頭金融先物取引契約の締結に係る禁止行為に関する事項

五 店頭金融先物取引契約の締結に係る手続きに関する事項

六 店頭金融先物取引及び店頭金融先物取引契約の締結に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項

2 法第七条第二項において準用する法第六十九条に規定する書面には、当該書面の内容を十分に読むべき旨及び店頭金融先物取引には危険が伴う旨をわくの中に記載しなければならない。

3 前項の書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

4 法第七条第二項において準用する法第六十九条の総理府令・大蔵省令で定める者は、前条第五項各号に掲げる者とする。

5 法第七条第二項において準用する法第六十九条に規定する総理府令・大蔵省令で定める期間は、店頭金融先物取引契約の締結日の一年前の日から当該店頭金融先物取引契約を締結するまでの期間とする。

（締結した受託契約の内容の確認方法）

第二十条 法第七十条に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものについては、委託者の同意を得て省略することができる。

一 六 （略）

2 金融先物取引業者は、法第七十条に規定する必要な措置を講じるときは、書面の交付その他委託者の同意を得た方法によって行わなければならない。

3 海外金融先物市場に係る受託契約に関し前項の規定により書面を交付するときは、第一項第五号に掲げる事項については当該海外金融先物市場の開設地において用いられている公用語により表示したものを記載しなければならない。

4 第二項の規定により書面を交付するときは、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

（契約締結時の書面の交付）

第二十条 法第七十条に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は次に掲げるものとする。

一 六 （略）

2 前項第五号に掲げる事項のうち海外金融先物市場を開設する者の名称を記載する場合には、当該名称を当該海外金融先物市場の開設地において用いられている公用語により表示したものを記載しなければならない。

3 前項の書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

(成立した取引に係る書面の交付)

第二十一条 法第七十一条に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は次に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 成立した金融先物取引等に係る証拠金その他の保証金の種類及び価額

六 成立した金融先物取引等に係る証拠金その他の保証金を預託すべき相手方

七 (略)

2 (略)

(顧客の同意が必要な事項)

第二十四条 法第七十四条第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 七 (略)

八 委託者が当該受託契約に係る金融先物取引等に関し預託すべき証拠金その他の保証金の種類、預託すべき相手方及び価額並びに委託者が当該証拠金その他の保証金を預託し、及びその返還を受ける方法

九 (略)

第二十四条の二 法第七条第二項において準用する法第七十四条第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げるものと

(成立した取引に係る書面の交付)

第二十一条 法第七十一条に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は次に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 成立した金融先物取引等に係る委託証拠金その他の保証金の種類及び価額

六 成立した金融先物取引等に係る委託証拠金その他の保証金を預託すべき相手方

七 (略)

2 (略)

(顧客の同意が必要な事項)

第二十四条 法第七十四条第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 七 (略)

八 委託者が当該受託契約に係る金融先物取引等に関し預託すべき委託証拠金その他の保証金の種類及び価額並びに委託者が当該委託証拠金その他の保証金を預託し、及びその返還を受ける方法

九 (略)

する。

一 店頭金融先物取引の種類、取引対象通貨等及び期限

二 店頭金融先物取引の件数

三 店頭金融先物取引の対価の額又は約定数値

四 店頭金融先物取引の売買の別その他これに準ずる事項

五 既に成立している店頭金融先物取引を期限前に決済すること。（顧客の事由により当該店頭金融先物取引に係る顧客の債務が履行されない又は履行されないおそれがある場合に、当該銀行等が期限前に決済することを除く。）

六 店頭金融先物取引に基づき発生する債務の履行の方法

七 顧客が店頭金融先物取引に関し預託すべき金銭又は有価証券等の種類、預託すべき相手方及び価額並びに顧客が当該金銭又は有価証券等を預託し、及びその返還を受ける方法

八 銀行等が顧客から徴収する手数料の額及び徴収の方法

（禁止行為）

第二十五条 （略）

第二十五条の二 法第七条第二項において準用する法第七十四条第七号に

規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一 店頭金融先物取引の動向その他業務上知りえた特別の情報に基づいて自己又は顧客以外の第三者の利益を図る目的をもって、店頭金融先物取引をすること。

（禁止行為）

第二十五条 （略）

二 店頭金融先物取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客に財産上の利益を提供する旨を当該顧客に対し申込み、又は約束すること。

三 店頭金融先物取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客に対し財産上の利益を提供すること。

(業務に関する帳簿書類)

第二十六条 法第七十五条の規定により金融先物取引業者は、金融先物取引業の業務全般を統括する営業所等において次に掲げる帳簿書類を別表により作成し、これを保存しなければならない。

一・二 (略)

三 証拠金等元帳

四・五 (略)

2) 4 (略)

(受託等に係る財産の管理方法)

第二十八条 金融先物取引業者は、法第八十一条第一項に規定する委託証拠金その他の保証金については、次項に定める場合を除くほか、次に掲げる方法により、自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

一 金融監督庁長官及び大蔵大臣の指定する金融機関への預金(委託証拠金その他の保証金であることがその名義により明らかなものに限る

(業務に関する帳簿書類)

第二十六条 法第七十五条の規定により金融先物取引業者は、金融先物取引業の業務全般を統括する営業所等において次に掲げる帳簿書類を別表により作成し、これを保存しなければならない。

一・二 (略)

三 委託証拠金等元帳

四・五 (略)

2) 4 (略)

(受託等に係る財産の管理方法)

第二十八条 金融先物取引業者は、法第八十一条に規定する財産のうち有価証券等については、委託者の同意を得て受託契約に基づく金融先物取引等の申込み又は取次ぎ等に係る取引証拠金、委託証拠金及びその他の保証金として預託する場合を除き、担保として提供し、又は貸付けその他の処分をしてはならない。

。)

二 信託会社又は信託業務を営む銀行への金銭信託（信託業法第九条の規定により元本の補てんの契約をしたものであつて、委託証拠金その他の保証金であることがその名義により明らかなものに限る。）

2

金融先物取引業者は、法第八十一条第一項の規定に基づき充当有価証券等（法第三十七条第五項の規定により委託証拠金に充てられる有価証券等及びその他の保証金に充てられる有価証券等をいう。以下同じ。）を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該充当有価証券等を管理しなければならない。

一 金融先物取引業者が保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管される有価証券等及び第五号に掲げる有価証券等を除く。次号において同じ。） 充当有価証券等の保管場所については自己の固有財産である有価証券等その他の充当有価証券等以外の有価証券等（以下「固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充当有価証券等についてどの委託者の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 金融先物取引業者が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等 当該第三者をして、充当有価証券等の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該充当有価証券等についてどの委託者の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三 金融先物取引業者が保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管される有価証券等）に限り、第五号に掲げる有価証券等を除く

。) 充当有価証券等の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充当有価証券等に係る各委託者の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四 金融先物取引業者が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等（混蔵して保管される有価証券等に限る。） 当該第三者をして、委託者のための口座については金融先物取引業者の自己の口座と区分する等の方法により、充当有価証券等に係る持分が直ちに判別でき、かつ、当該充当有価証券等に係る各委託者の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

五 金融先物取引業者と委託者とが共有しており、保管場所の区分がでない有価証券等 各委託者の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管する又は第三者をして保管させることにより管理する方法

六 証券取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利第三者において、充当有価証券等を委託者の有価証券等として明確に管理させ、かつ、当該管理状況が自己の帳簿により直ちに把握できる状態で管理する方法

3 金融先物取引業者は、法第八十一条第二項に規定する財産については、前二項に規定するものを除くほか、これらの価額の合計額が次の各号に掲げるものの合計額を超えないように管理しなければならない。

- 一 (略)
- 二 委託者から預託を受けた有価証券等（前項の規定により管理する有

2 金融先物取引業者は、法第八十一条に規定する財産については、これらの価額の合計額が次の各号に掲げるものの合計額を超えないように管理しなければならない。

- 一 (略)
- 二 委託者から預託を受けた有価証券等（金融先物取引業者が受託契約

価証券等を除く。）

三 金融監督庁長官及び大蔵大臣の指定する金融機関への預金（金融先物取引等の受託等に係るものとして他と区分されたものに限る。ただし、第一項の規定によるものを除く。）

四 信託会社又は信託業務を営む銀行への金銭信託（信託業法第九条の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、金融先物取引等の受託等に係るものとして他と区分されたものに限る。ただし、第一項の規定によるものを除く。）

に基づく金融先物取引等に係る取引証拠金、委託証拠金及びその他の保証金として預託した有価証券等を除く。）

三 金融監督庁長官及び大蔵大臣の指定する金融機関等への預け金（金融先物取引等の受託等に係るものとして他と区分されたものに限る。）

四 金融先物取引業者が受託契約に基づく金融先物取引等の申込み又は取次ぎ等に係る取引証拠金、委託証拠金及びその他の保証金として預託した金銭、有価証券等及び通貨等

改 正 案			現 行		
別表（第二十六条関係）			別表（第二十六条関係）		
帳簿の種類	記載事項	記載上の注意	帳簿の種類	記載事項	記載上の注意
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
証拠金等元帳	一、委託者名、市場名、日付、証拠金額（受入額、返戻額、差引現在額）、有価証券等（銘柄、数量、充当価格） 二、一律方式（一取引当たりの証拠金額が一定額である証拠金額の算出方法であって金融先物取引所の	一、委託者別に区別して記載すること。 二、証拠金額は、預託先（金融先物取引業者自らが預託先となる場合を含む。）別に区別して記載すること。 三、証拠金額の受入額、返戻額及び差引現在額には、本邦通貨、外国通貨又は有価証券等の別及び合計を記載すること。	委託証拠金等元帳	一、委託者名、市場名、日付、委託証拠金額（受入額、返戻額、差引現在額）、有価証券等（銘柄、数量、充当価格） 二、一律方式（一取引当たりの証拠金額が一定額である証拠金額の算出方法であって金融先物取引所の	一、委託者別に区別して記載すること。 二、委託証拠金額の受入額、返戻額及び差引現在額には、本邦通貨、外国通貨又は有価証券等の別及び合計を記載すること。

	<u>定めるもの。）を採用する委託者について、一に掲げるもののほか、証拠金必要額</u> 三、（略）	<u>四、証拠金には、その他の保証金も含む。</u> <u>五、一律方式を採用する委託者及びスパン方式を採用する委託者に係る記載すべき事項については、委託者ごとの合計額を記載することとし、これを別帳とすることができる。</u> <u>六、計算上の利益の払出額については、払出現在額を記載すること。</u>		<u>定めるもの。）を採用する委託者について、一に掲げるもののほか、委託証拠金必要額</u> 三、（略）	<u>三、委託証拠金には、その他の保証金も含む。</u> <u>四、一律方式を採用する委託者及びスパン方式を採用する委託者に係る記載すべき事項については、委託者ごとの合計額を記載することとし、これを別帳とすることができる。</u> <u>五、計算上の利益の払出額については、払出現在額を記載すること。</u>	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
金融先物取引業勘定元帳	一、受託業務に係る勘定については、預り金、預り有価証券等、<u>受入証拠金</u>、同充当有価証券等、受入その他保証金、同充当有価証券等、差入又は受入取引差金、	（略）	金融先物取引業勘定元帳	一、受託業務に係る勘定については、預り金、預り有価証券等、<u>受入一般会員証拠金</u>、<u>同充当有価証券等</u>、<u>受入委託証拠金</u>、同充当有価証券等、受入その他保証金	（略）	

立替及び預りプレミアム、未収及び未払金、仮払及び仮受金

二、自己に係る勘定については、差入取引証拠金、同充当有価証券等、差入証拠金、同充当有価証券等、差入その他保証金、同充当有価証券等、差入又は受入取引差金、オプション資産及び負債

三～六 （略）

、同充当有価証券等、差入又は受入取引差金、立替及び預りプレミアム、未収及び未払金、仮払及び仮受金

二、自己に係る勘定については、差入取引証拠金、同充当有価証券等、差入一般会員証拠金、同充当有価証券等、差入委託証拠金、同充当有価証券等、差入その他保証金、同充当有価証券等、差入又は受入取引差金、オプション資産及び負債

三～六 （略）

新 旧 対 照 表

現 行				改 正 案			
別紙様式第1号(第8条・第13条第1項関係) (略)				別紙様式第1号(第8条・第13条第1項関係) (略)			
(日本工業規格A4) (第1面) (第2面)				(日本工業規格A4) (第1面) (第2面)			
許 可 番 号	金融監督庁長官 財務(支)局長()第 号(年 月 日)			許 可 番 号	金融監督庁長官 財務(支)局長()第 号(年 月 日)		
従前の許可番号	金融監督庁長官 財務(支)局長()第 号(年 月 日)			従前の許可番号	金融監督庁長官 財務(支)局長()第 号(年 月 日)		
1. 許可の区分	新 規	更 新		1. 許可の区分	新 規	更 新	
(ふりがな)				(ふりがな)			
2. 商 号 又 は 名 称				2. 商 号 又 は 名 称			
(ふりがな)				(ふりがな)			
3. 代表者氏名				3. 代表者氏名			
4. 住 所	(郵便番号 -) 電話番号() -			4. 住 所	(郵便番号 -) 電話番号() -		
5. 資 本 又 は 出 資 の 額	百万円			5. 資 本 又 は 出 資 の 額	百万円		
6. 現在の業種 及び免許番号等	業 種	免許(許可)番号	免許(許可)年月日	6. 現在の業種 及び免許番号等	業 種	免許(許可)番号	免許(許可)年月日
7. 役 員				7. 役 員			
(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所		(ふりがな) 氏 名	役 職 名	(ふりがな) 氏 名	役 職 名
.....		電話番号() -					
.....		電話番号() -					
.....		電話番号() -					
.....		電話番号() -					
.....		電話番号() -					
.....		電話番号() -					
.....		電話番号() -					

(記載上の注意)
1～9 (略)

(記載上の注意)
1～9 (略)

8. 令第3条に規定する使用人

(第3面)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所
.....		電話番号 () -
.....		電話番号 () -
.....		電話番号 () -
.....		電話番号 () -
.....		電話番号 () -
.....		電話番号 () -
.....		電話番号 () -
.....		電話番号 () -
.....		電話番号 () -
.....		電話番号 () -
.....		電話番号 () -
.....		電話番号 () -
.....		電話番号 () -
計 名		

(記載上の注意)
(略)

(以下 略)

8. 令第3条に規定する使用人

(第3面)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名	(ふりがな) 氏 名	役 職 名
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
計 名		計 名	

(記載上の注意)
(略)

(以下 略)

新 旧 対 照 表

現 行			改 正 案		
別紙様式第10号（第27条関係） （略）			別紙様式第10号（第27条関係） （略）		
(8) 委託証拠金等の残高 ① 受入証拠金			(8) 証拠金等の残高 ① 受入証拠金		
(単位：千円)			(単位：千円)		
種 類	当 期（ 年 月期）	前 期（ 年 月期）	種 類	当 期（ 年 月期）	前 期（ 年 月期）
現 金	（ ）	（ ）	差 換 預 託 分	（ ）	（ ）
	（ ）	（ ）		（ ）	（ ）
外 貨	（ ）	（ ）	現 金	（ ）	（ ）
有 価 証 券 等	（ ）	（ ）		（ ）	（ ）
	（ ）	（ ）	外 貨	（ ）	（ ）
預 金	（ ）	（ ）	有 価 証 券 等	（ ）	（ ）
	（ ）	（ ）		（ ）	（ ）
外 貨	（ ）	（ ）	預 金	（ ）	（ ）
	（ ）	（ ）		（ ）	（ ）
有 価 証 券	（ ）	（ ）	外 貨	（ ）	（ ）
	（ ）	（ ）		（ ）	（ ）
外 貨 建 有 価 証 券	（ ）	（ ）	有 価 証 券	（ ）	（ ）
	（ ）	（ ）		（ ）	（ ）
そ の 他	（ ）	（ ）	外 貨 建 有 価 証 券	（ ）	（ ）
	（ ）	（ ）		（ ）	（ ）
合 計	（ ）	（ ）	そ の 他	（ ）	（ ）
	（ ）	（ ）		（ ）	（ ）
(記載上の注意) 1. 各期末時点での残高を記載すること。			直 接 預 託 分	（ ）	（ ）

2. 海外市場での取引に係るものの数を()内書すること。
3. 各種類の下段は評価額(時価)を、上段は各証拠金等充当額(評価額×掛目)を記載すること。
4. 評価額は、市場相場のあるものは各期末時点の最終価格とし、市場相場のないものはその最終気配値相場とするが、これらによることが困難な場合は簿価を評価額として記載すること。なお、差し入れている海外市場での取引に係る充当有価証券等の評価及び充当額の計算に当たっては、当該取引所等が定める方法に準拠するものとする。ただし、金融先物と証券先物の証拠金を合算して預託し、その区分が困難な場合には、合計の金額を記載して差し支えない。
5. 「外貨」及び「外貨建有価証券」は、それぞれの通貨の各期末時点における丁丁仲値(外国為替取引に係る電信売相場と電信買相場の中間値)により円換算した金額を合計して記載すること。
6. 上記1.から5.までは、第12面において準用する。

	()	()
現 金	()	()
外 貨	()	()
有 価 証 券 等	()	()
預 金	()	()
外 貨	()	()
有 価 証 券	()	()
外 貨 建 有 価 証 券	()	()
そ の 他	()	()
合 計	()	()

(記載上の注意)

1. 各期末時点での残高を記載すること。
2. 「差換預託分」とは、自らに対して預託させるために顧客から受け入れたものをいい、「直接預託分」とは、代理人として取引所又は他の金融先物取引業者に預託するために顧客から受け入れたものをいう。
3. 海外市場での取引に係るものの数を()内書すること。
4. 各種類の下段は評価額(時価)を、上段は各証拠金等充当額(評価額×掛目)を記載すること。
5. 評価額は、市場相場のあるものは各期末時点の最終価格とし、市場相場のないものはその最終気配値相場とするが、これらによることが困難な場合は簿価を評価額として記載すること。なお、差し入れている海外市場での取引に係る充当有価証券等の評価及び充当額の計算に当たっては、当該取引所等が定める方法に準拠するものとする。ただし、金融先物と証券先物の証拠金を合算して預託し、その区分が困難な場合には、合計の金額を記載して差し支えない。
6. 「外貨」及び「外貨建有価証券」は、それぞれの通貨の各期末時点における丁丁仲値(外国為替取引に係る電信売相場と電信買相場の中間値)により円換算した金額を合計して記載すること。
7. 上記1.及び3.から6.までは、第12面及び第13面において準用する。

② 差入証拠金

(第12面)

(単位:千円)

種 類	当 期(年 月期)	前 期(年 月期)
現 金	()	()
外 貨	()	()
有 価 証 券 等	()	()
預 金	()	()
外 貨	()	()
有 価 証 券	()	()
外 貨 建 有 価 証 券	()	()
そ の 他	()	()
合 計	()	()

(記載上の注意)

1. 各期末時点での残高を記載すること。
2. 海外市場での取引に係るものの数を()内書すること。
3. 各種類の下段は評価額(時価)を、上段は各証拠金等充当額(評価額×掛目)を記載すること。
4. 評価額は、市場相場のあるものは各期末時点の最終価格とし、市場相場のないものはその最終気配値相場とするが、これらにすることが困難な場合は簿価を評価額として記載すること。なお、差し入れている海外市場での取引に係る充当有価証券等の評価及び充当額の計算に当たっては、当該取引所等が定める方法に準拠するものとする。ただし、金融先物と証券先物の証拠金を合算して預託し、その区分が困難な場合には、合計の金額を記載して差し支えない。
5. 「外貨」及び「外貨建有価証券」は、それぞれの通貨の各期末時点におけるTT仲値(外国為替取引に係る電信売相場と電信買相場の中間値)により円換算した金額を合計して記載すること。
6. 上記1.から5.までは、第12面において準用する。

② 差入証拠金等

(第12面)

(単位:千円)

種 類	当 期(年 月期)	前 期(年 月期)
自 己 取 引 分	()	()
現 金	()	()
外 貨	()	()
有 価 証 券 等	()	()
預 金	()	()
外 貨	()	()
有 価 証 券	()	()
外 貨 建 有 価 証 券	()	()
そ の 他	()	()
差 換 預 託 分	()	()
現 金	()	()
外 貨	()	()

有価証券等	()	()
預 金	()	()
外 貨	()	()
有価証券	()	()
外貨建 有価証券	()	()
そ の 他	()	()

(第13面)
(単位:千円)

種 類	当 期(年 月期)	前 期(年 月期)
直 接 預 託 分	()	()
	()	()
現 金	()	()
外 貨	()	()
有価証券等	()	()
	()	()
預 金	()	()
	()	()
外 貨	()	()

(略)

(第13面)

(第14面)

(第15面)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
	千円	千円		千円	千円
4取引所に係る資産			4取引所に係る負債		
取引所への出資金			自己差金勘定		
会員信認金			委託者差金勘定		
同 充当有価証券			取引所に係るその他負債		
損失担保金					
同 充当有価証券等					
自己取引証拠金					
同 充当有価証券等					
受託業務取引証拠金					
同 充当有価証券等					
自己差金勘定					

有 価 証 券	()	()
	()	()
外 貨 建 有 価 証 券	()	()
	()	()
そ の 他	()	()
	()	()
合 計	()	()
	()	()

(記載上の注意)

1. 「差金勘定」とは、委託取引について自らのために取引所又は他の金融先物取引業者に預託したものをいい、「直接預託」とは、委託取引について顧客の代理人として取引所又は他の金融先物取引業者に預託したものをいう。

(略)

(第14面)

(第15面)

(第16面)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
	千円	千円		千円	千円
4取引所に係る資産			4取引所に係る負債		
取引所への出資金			自己差金勘定		
会員信認金			委託者差金勘定		
同 充当有価証券			取引所に係るその他負債		
損失担保金					
同 充当有価証券等					
自己清算会員証拠金					
同 充当有価証券等					
受託業務清算会員証拠金					
同 充当有価証券等					
自己差金勘定					

委 託 者 差 金 勘 定					
取引所に係るその他資産					
5 会員に係る資産			5 会員に係る負債		
自 己 委 託 証 拠 金			受託業務預り委託証拠金		
同 充 当 有 価 証 券 等			同 充 当 有 価 証 券 等		
自 己 委 託 保 証 金			受託業務預り委託保証金		
同 充 当 有 価 証 券 等			同 充 当 有 価 証 券 等		
受託業務委託証拠金			自 己 差 金 勘 定		
同 充 当 有 価 証 券 等			委 託 者 差 金 勘 定		
受託業務委託保証金			会員に係るその他負債		
同 充 当 有 価 証 券 等					
自 己 差 金 勘 定					
委 託 者 差 金 勘 定					
会員に係るその他資産					

(第16面)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
	千円	千円		千円	千円
6 委託者に係る資産			6 委託者に係る負債		
現 金			預 り 金		
預 け 金			預 り 有 価 証 券		
保管委託者有価証券			受託業務預り委託証拠金		
差入委託者有価証券			同 充 当 有 価 証 券 等		
受託業務委託証拠金			受託業務預り委託保証金		
同 充 当 有 価 証 券 等			同 充 当 有 価 証 券 等		
受託業務委託保証金			委 託 者 差 金 勘 定		
同 充 当 有 価 証 券 等			委 託 者 未 払 金		
委 託 者 差 金 勘 定			委託者に係るその他負債		
委 託 者 未 収 金					
委託者に係るその他資産					

委 託 者 差 金 勘 定					
取引所に係るその他資産					
5 会員に係る資産			5 会員に係る負債		
自己一般会員証拠金			受託業務預り顧客証拠金		
同 充 当 有 価 証 券 等			同 充 当 有 価 証 券 等		
自 己 委 託 保 証 金			受託業務預り委託保証金		
同 充 当 有 価 証 券 等			同 充 当 有 価 証 券 等		
受託業務一般会員証拠金			自 己 差 金 勘 定		
同 充 当 有 価 証 券 等			委 託 者 差 金 勘 定		
受託業務委託保証金			会員に係るその他負債		
同 充 当 有 価 証 券 等					
自 己 差 金 勘 定					
委 託 者 差 金 勘 定					
会員に係るその他資産					

(第17面)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
	千円	千円		千円	千円
6 委託者に係る資産			6 委託者に係る負債		
現 金			預 り 金		
預 け 金			預 り 有 価 証 券		
保管委託者有価証券			受託業務預り顧客証拠金		
差入委託者有価証券			同 充 当 有 価 証 券 等		
受託業務顧客証拠金			受託業務預り委託保証金		
同 充 当 有 価 証 券 等			同 充 当 有 価 証 券 等		
受託業務委託保証金			委 託 者 差 金 勘 定		
同 充 当 有 価 証 券 等			委 託 者 未 払 金		
委 託 者 差 金 勘 定			委託者に係るその他負債		
委 託 者 未 収 金					
委託者に係るその他資産					

7取引業協会に係る資産					
取引業協会預託金					
金先責任準備金預託額			負債合計		
同 当期末繰入額					
協会に係るその他資産			資本の部		
			資本金		
			資本準備金		
			利益準備金		
			任意積立金		
			当期末処分利益 又は当期末処理損失 (うち当期利益又は損失)		
			資本合計		
資産合計			負債資本合計		

(記載上の注意)
 1～4 (略)
 5 上記1については、第7面及び第18面において準用する。また、上記4については第17面において準用する。

(略) (第16面)
 (略) (第16面)

7取引業協会に係る資産					
取引業協会預託金					
金先責任準備金預託額			負債合計		
同 当期末繰入額					
協会に係るその他資産			資本の部		
			資本金		
			資本準備金		
			利益準備金		
			任意積立金		
			当期末処分利益 又は当期末処理損失 (うち当期利益又は損失)		
			資本合計		
資産合計			負債資本合計		

(記載上の注意)
 1～4 (略)
 5 上記1については、第18面及び第19面において準用する。また、上記4については第18面において準用する。

(略) (第18面)
 (略) (第19面)